

市民活動団体 会則

第1条（名称）

本団体は、「〇〇〇〇〇〇〇」（以下「本団体」）とする。

第2条（目的）

本団体は、〇〇（例：社会教育の推進、保険医療または福祉の増進 など市民活動の20分野から抜粋すると良い）を目的として活動をする。

第3条（所在地）

本団体の事務局は、〇〇（例：会長自宅、市内〇区〇町〇丁目）に置く。

第4条（活動内容）

本団体は、以下の活動を行う。

- 1、〇〇（例：子どもほか市民を対象に啓蒙および教育活動の実施）
- 2、〇〇（例、講演会の開催）
- 3、その他、目的を達成するために必要な活動。

第5条（会員）

- 1、本団体の目的に賛同し、活動に参加する意思のあるものは、会員になることができる。
- 2、会員は、正会員と賛助会員に分ける。

第6条（役員）

- 1、本団体には以下の役員を置く。
 - ・代表：1名（団体の代表として運営を統括する）
 - ・副代表：1名（代表を補佐する・必要に応じて）
 - ・会計：1名（団体の会計管理をする）
- 2、役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1、本団体は、以下の会議を開催する。
 - ・総会：年1回以上開催し、事業計画および会計報告を行う。
 - ・役員会：必要に応じて開催する。
- 2、会議の決議は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

第8条（会費）

- 1、会員は、活動運営のために定められた会費を納入するものとする。
- 2、会費の金額及び納入方法は、総会で決定する。

第9条（会計）

- 1、本団体の会計年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。
- 2、会計報告は総会で承認を受けるものとする。

第10条（解散）

本団体を解散する場合は、総会で会員の3分の2以上の賛成を得るものとする。

附則

この会則は、○年○月○日から施行する。